

## 松田山ハーブガーデン指定管理者に関する回答票

質問番号	募集要項等の該当項目	質問内容	回答
1	募集要項P2 3業務の範囲及び具体的内容(1)	管理業務の範囲について、図面をいただけませんか。	松田町ホームページ上の松田山ハーブガーデンの指定管理者募集についての募集要項及び申請書類の参考資料に「指定管理区域図」が添付されていますのでご参照ください。[PDFファイル/4. 31MB]
2	募集要項P2 3業務の範囲及び具体的内容(1)	西平畑公園駐車場に関し、維持管理業務、と記載されていますが、具体的にどういった業務か、過去の経費の実績も含めご教示いただけませんか。	<p>駐車場の誘導や料金徴収、清掃などの人件費と駐車場の改修、修繕が該当します。駐車場に係る運営を含めた経費は、 27年度は3,860,661円で内訳は 西平畑公園駐車場管理委託料3,708,381円※1 領収書印刷87,480円 夜間金庫使用料64,800円(年間)</p> <p>28年度は4,272,043円で内訳は 西平畑公園駐車場管理委託料4,110,853円※2 領収書等印刷102,870円 夜間金庫使用料58,320円(年間)</p>
3	募集要項P2 3業務の範囲及び具体的内容(1)	西平畑公園駐車場の利用料金収受に当たって、条件によっては松田町住民とそれ以外の方とで料金に格差が出ますが、どのように松田町住民を判定しますか。 また、松田町の方が運転する車両に松田町以外の方が乗っている場合はどのように判定しますか。	運転手若しくは同乗者の内、どちらかが松田町住民であれば駐車場料金が500円とします。 確認の方法は免許証等の提示することを想定していますが、他の確認方法があればご提案ください。
4	募集要項P2 3業務の範囲及び具体的内容(1)	西平畑公園駐車場の利用料金収受について、その方法に制限はございますでしょうか。	松田町シルバー人材センターの採用を基本とします。受託が難しい場合は原則、町民とするなど代替(案)を提案してください。
5	募集要項P4 5指定管理業務に必要な経費等	西平畑公園駐車場の利用料金について、条例の範囲において指定管理者が設定可能でしょうか。	条例で定める額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとします。
6	募集要項P4 5指定管理業務に必要な経費等	西平畑公園駐車場の利用料金の上限設定をする時期については、桜まつり期間中の適用となる、という理解でよいでしょうか。	設定期間は原則、桜まつり期間中のみとなります。
7	募集要項P4 5指定管理業務に必要な経費等 (3)施設用地借地料	施設用地借地料の1,585千円については、1年間分の合計金額という理解でよいでしょうか。	1年間分の合計金額となります。
8	資料9 食堂・売店維持管理運営業務仕様書	ハーブ館の1F売店で、アルコール類の販売を行うことは可能でしょうか。	前販売店がハーブ館よりアルコール免許移動の手続きを行っています。手続きが完了後、新たにアルコール販売の免許申請をしていただき、許可後は、アルコール類の販売は可能となります。
9	資料12 西平畑公園駐車場管理業務仕様書	駐車場の収入・支出について、過去5年間分の実績を月別にご教示ください。なお、町内・町外別の台数についてもご教示ください。	松田町ホームページ上の松田山ハーブガーデンの指定管理者募集についての11月6日掲載の質問の回答の「西平畑公園駐車場 5年間分の駐車場実績」をご参照ください。
10	業務仕様書P2 3施設概要 (3)施設内容	ハーブ館1Fの事務室について、ハーブ館内の別の場所に移設することは可能でしょうか。	ハーブ館の他の業務に支障がなく、緊急時などのお客様対応がすぐにできる体制を整えていただければ、館内の別の場所に事務室を移設することは可能です。移設に伴う費用は全て事業者負担となります。

※1 平成27年度は、当初169日間で積算し、天候等の影響により稼働日は163日間です。

※2 平成28年度は、当初174日間で積算し、天候等の影響により稼働日は165日間です。

問合せ先  
松田町観光経済課 公園係  
電話0465-83-1228  
FAX 0465-83-5031  
電子メール kouen@town.matsuda.kanagawa.jp